

専決処分報告（訴えの提起）

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件1件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和5年2月14日 札幌地方裁判所 令和5年(ワ)第283号 建物明渡請求事件 東区東苗穂団地の占有者	相手方は、入居名義人の死亡後、権原がないにもかかわらず本件建物を不法に占有し続けているため、本市は、再三にわたり明渡しを請求したが、相手方がこれに応じなかったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は、本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は、本市に対し、金579,587円及び令和4年12月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。